

滝野地域小中一貫校 基本計画策定業務の進捗状況について

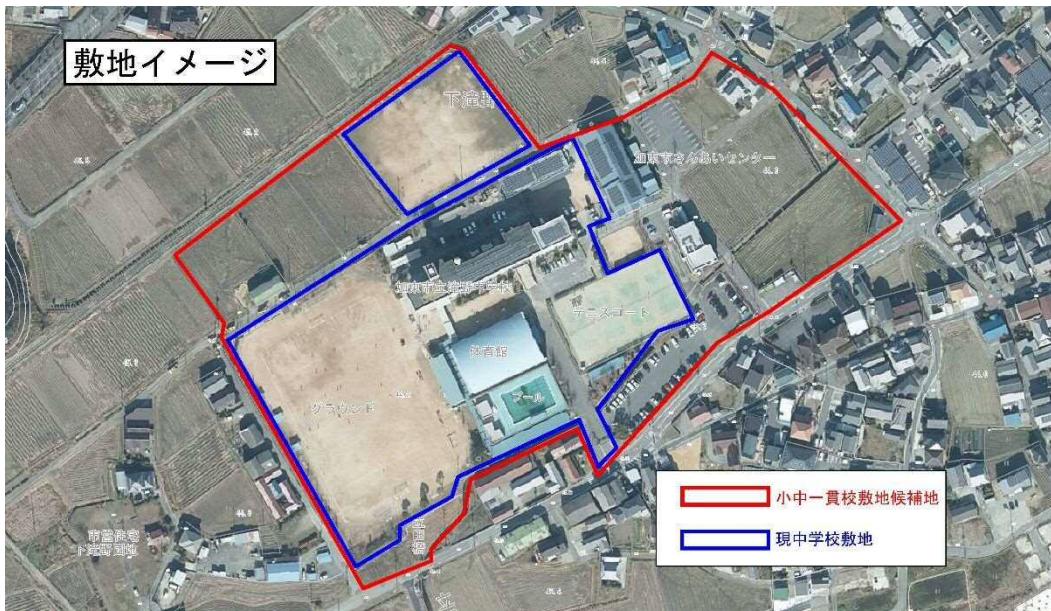
1 年次計画

| R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 |
|------------------------------|---------------------|------|------|------|------|
| 基本計画 用地測量 土地鑑定 物件調査 | 基本設計 (フ° ム° ザ°ル) | 実施設計 | 建設工事 | 建設工事 | 供用開始 |

※フ° ム° ザ°ル…設計者を選定するため、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った設計者を選定する。

2 整備概要

- 滝野中学校周辺に施設一体型の小中一貫校を整備する。（2 小学校、1 中学校）
- 既存の中学校施設があるため、社地域小中一貫校と同様に、中学校校舎を長寿命化改修で活用しつつ、小学校施設を増設することが適切と考えられる。（中学校校舎は耐力度調査の結果、健全であった）
- 小学校施設を増設するにあたり、現在の中学校敷地だけでは敷地面積が不足するため、周辺土地を買収し、学校敷地を広げる必要がある。
- 中学校の南側、西側には住宅が多く立ち並んでいるので、小中一貫校の敷地は、東側や北側へ拡張するのが適切と考えられる。



3 土地利用規制

(1) 都市計画法関係

建設予定地は市街化調整区域であるため、そのままでは小中一貫校は建設できない。

そのため、建設予定地全体を地区計画区域に指定し、開発許可を取得することで建築できるようにする。(その後、学校用地のみ市街化区域に編入予定)

(2) 農地法関係

①農業振興地域農用地からの除外

市農政課及び県加東農林事務所との協議では、細部の調整は必要であるが、前向きな回答を得ている。

②農地転用

市農業委員会との協議により、現時点で農地転用にあたって大きな支障はない。

(3) 埋蔵文化財保護法関係

来年度に試掘を行い、遺跡の範囲を確定していく。

4 周辺の公共施設の取り扱い

(1) 雨水幹線

小中一貫校の建設予定地内には、雨水幹線が通っている。

水路断面が大きく、付け替えには多額の費用が必要となるが、児童生徒の安全安心、敷地の一体的活用、水路の適正管理の観点から、敷地外周に水路を付け替えられるよう、関係機関と協議を行っている。

(2) 市道

小中一貫校の建設予定地内には、市道が通っている。

児童生徒の安全安心、敷地の一体的活用の観点から、市道を廃止する方向で関係機関と協議を行っている。

(3) 旧保健センター

作業所（夢工房いまじん）が使用しているが、R6.3 退去予定である。作業所退去後の利用計画はなく、また、施設規模から学校施設への転用も困難であるため、取壊しが適切である。

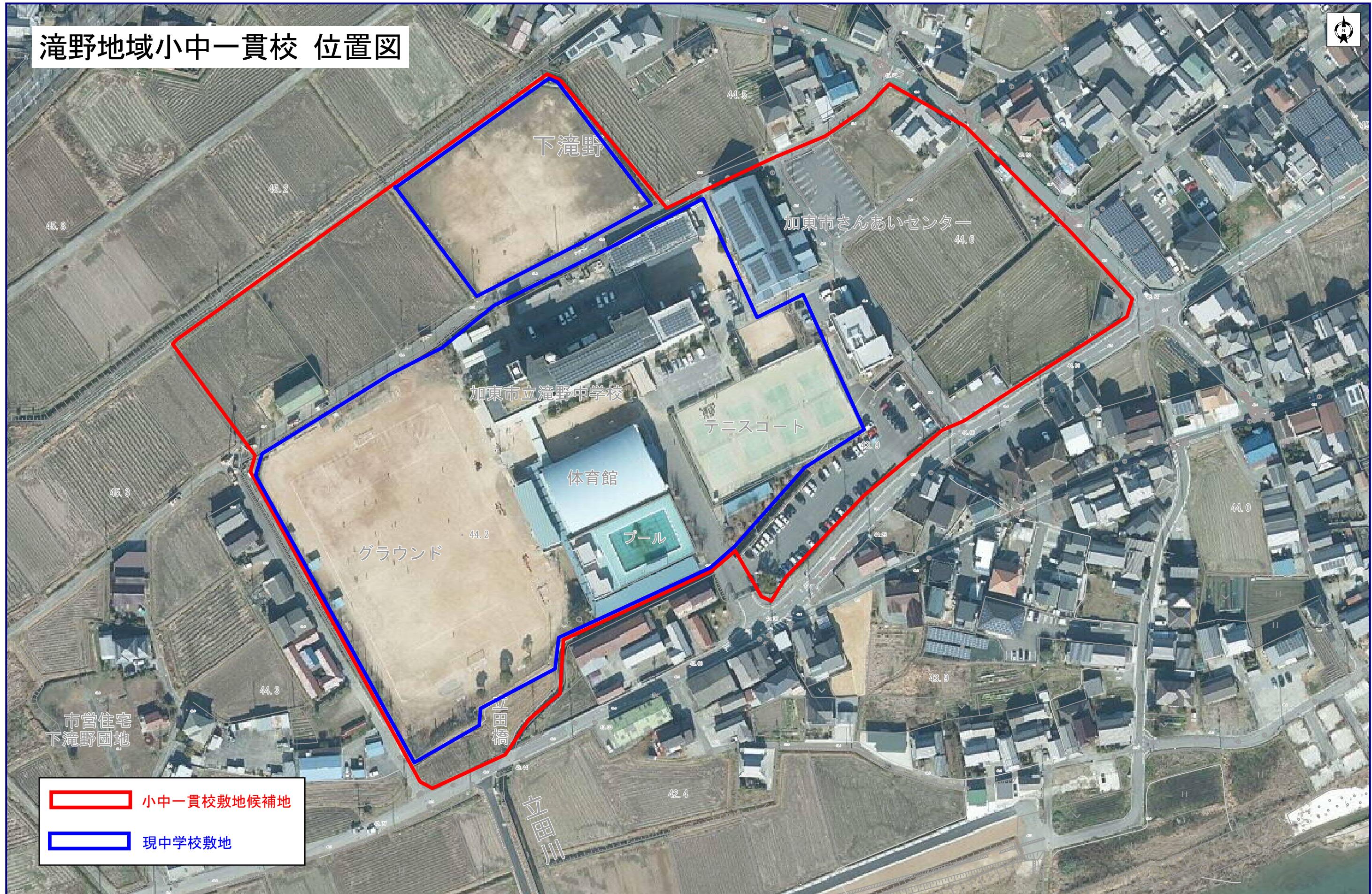
(4) さんあいセンター

生涯学習施設であり、登録団体がサークル活動場所として利用している。また、滝野中学校も武道場として、授業や部活動で利用している。

さんあいセンターを残したままでも校舎、グラウンド等の配置は可能であることや、さんあいセンターを取り壊す場合、取り壊しから移転先の整備完了までの数年間、サークル活動場所の確保が困難であることから、さんあいセンターは残置し、従前どおり、生涯学習施設として運用する。

※滝野地域小中一貫校の学校運営において、さんあいセンターを利用するかどうかについては今後調整が必要。

滝野地域小中一貫校 位置図



0 50m

滝野地域小中一貫校 配置イメージ

